

答 申

諮問第140号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、「作成又は取得していない」として行った非開示決定は、本来、存否応答拒否により非開示決定をすべきであったが、結論において取り消す必要までは認められない。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年10月17日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年10月30日付け技第889号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年11月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人には行政指導について「知る権利」があるので、本件処分を取り消し、開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) ○○○○○○○○による建設業法第3条及び第19条違反を確認しておきながら、未だ同法第3条に規定する建設業許可申請及び同法第19条に規定する工事内容についての説明すら為されておらず、同法に規定する犯罪行為が継続中である。
- (2) 平成26年12月17日付け技第1055号「苦情申立書に対する回答について」に記載のあるとおり、「施工業者に対して建設業法第41条に基づく行政指導を行っています。」ということであるのなら、何らかの対応がなされているはずであるが、当該建設業者から建設業法第3条に規定する建設業の許可申請すら出されておらず、同法第19条に規定する請負契約書等の書面の提出についても、違反発覚後1年以上経過するが、何一つ是正がなされていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の経緯について

異議申立人は、特定の施工業者が建設業法等に違反する行為をしたとして、実施機関に是正を求める苦情申立てを複数回行っており、なお違反状態が是正されていないとして、本件開示請求を行った。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件開示請求の対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、県が施工業者に対して対応をしていない理由が分かる公文書である。実施機関は、施工業者に対して建設業法に基づく行政指導を行っており、何ら対応することもなく放置している事実はなく、よって本件対象公

文書は保有していないため、「作成又は取得していない」として、非開示決定を行った。

しかしながら、本件対象公文書は、特定の業者へ建設業法に基づく行政指導を行ったことを前提とする実施機関の対応に関する公文書である。建設業法において、行政処分を行った場合は、取引上の影響を与えることから、その情報を公にするが、行政指導にとどまる段階の情報は、公開するとする規定はなく、行政指導を受けた事実等は当該業者のみが知るものであり、当該業者における内部情報である。現時点で考えると、その情報の存否を明らかにすること自体が、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、行政指導を受けた者から事実に基づいた正確な情報を得られなくなる可能性があり、指導等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件開示請求については、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号ア及び第6号により非開示とすべき情報を開示することとなるため。」との理由で、条例第10条に基づく非開示決定を行うことを、検討すべきであった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、異議申立人が建設業法違反であると記載する特定の業者に対して実施機関が対応をしていない理由が分かる公文書であり、特定の業者への建設業法に基づく行政指導を前提とする実施機関の対応に関する公文書であると認められる。

3 本件処分の妥当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

特定の業者に対する建設業法に基づく行政指導に関する情報を公にすると、当該業者がその業務に関し何らかの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該業者の社会的信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該業者の事業活動に支障を及ぼし、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものと認められ、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第3号アに該当し、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、非開示情報として保護すべき情報に該当すると判断する。

本件開示請求の対象は、特定の業者への建設業法に基づく行政指導を前提とする実施機関の対応に関する公文書であり、当該公文書の存否を答えることは、特定の業者へ実施機関が行政指導を行ったか否かという事実の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになることから、実施機関は、特定の業者への行政指導を前提とする本件開示請求に対し、条例第10条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を本来すべきであった。

これに対して、実施機関は、本件対象公文書を「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行っているが、迅

速な最終決定に資するとの観点からは、改めて存否応答拒否により非開示決定をするまでもないと思料され、実施機関の行った本件処分は、結論として取り消す必要までは認められない。

4 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年11月21日	○諮問（実施機関）
平成26年12月2日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年12月24日	○異議申立人からの意見書を受理
平成28年6月27日	○審議
平成28年7月19日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年8月4日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年8月16日	○審議
平成28年8月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年8月30日	○審議
平成28年9月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年10月3日	○審議

平成28年10月18日	○審議
平成29年2月28日	○審議
平成29年4月25日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年10月17日	和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇の建設業者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が行った一連の、一定期間に、継続的に行われた500万円を超える管工事について、建設業法第19条第1号の規定する工事内容を明らかにすることなく、同法第3条違反でもありながら、未だ監督機関として何ら対応をすることもなく放置している理由が分かる情報。(技術調査課)